

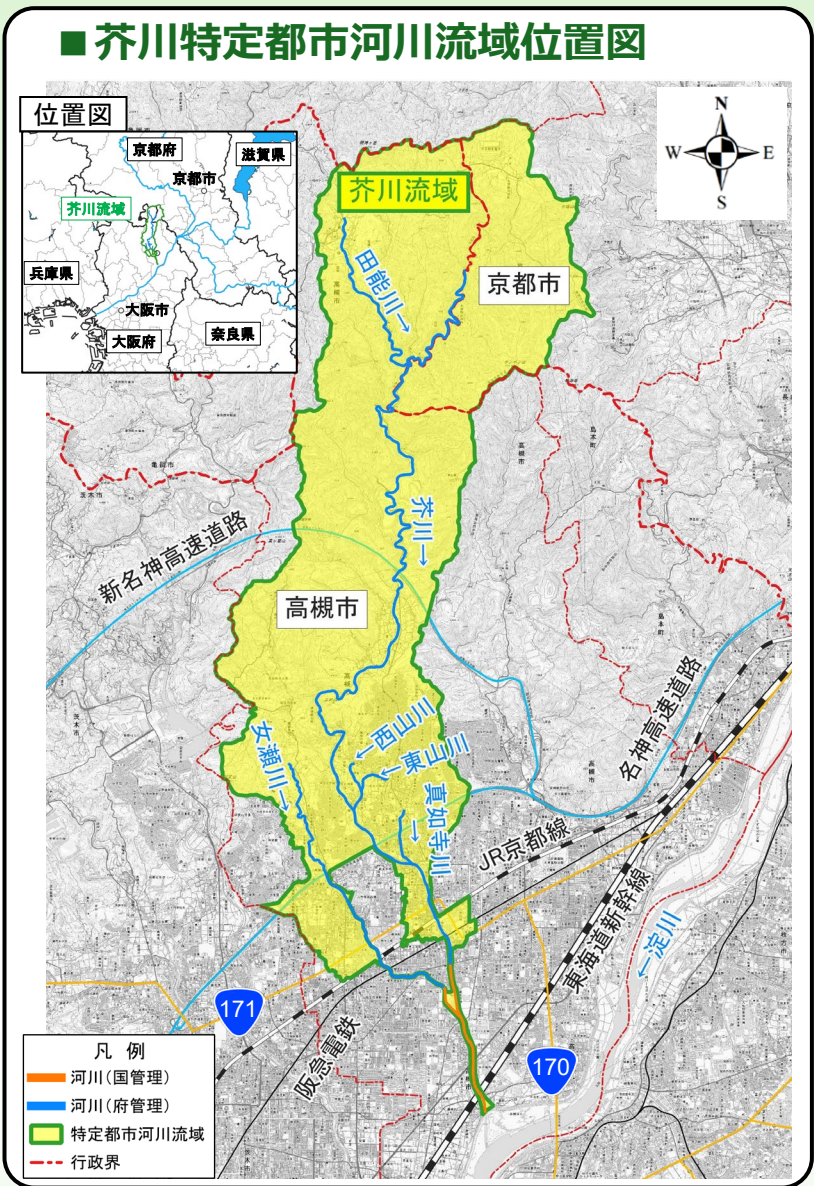
芥川流域が「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されました。

～雨水浸透阻害行為の許可が必要となります～ 令和7年6月20日指定・令和8年4月1日施行

- 芥川特定都市河川流域内の宅地以外の土地で行う
1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為）は**高槻市もしくは京都市の許可**が必要です。

※許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為についても同様の許可が必要です。

- 許可にあたっては、技術基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要です。
- 申請窓口と事前相談を行ってください。
- 許可が必要となるのは**令和8年4月1日**からです。



例えば **田畑** など締め固められていない土地に**建物を建てる**

● **田畑（耕地）→宅地**

耕地 → 宅地

例えば **林** など締め固められていない土地に**運動場を作る**

● **林→運動場**

林 → 運動場

例えば **田畑** など締め固められていない土地に**駐車場を作る**

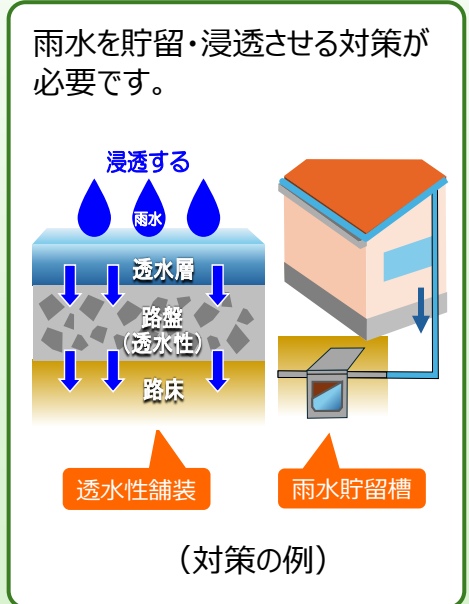
● **田畑（耕地）→駐車場**

耕地 → 駐車場

例えば **原野** など締め固められていない土地に**資材置場を作る**

● **原野→資材置場**

原野 → 資材置場



雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内での
開発行為等の面積が
1,000m²以上ですか？

いいえ

事前相談は不要です

ただし、雨水流出抑制の努力義務があります
(特定都市河川浸水被害対策法 第40条)

はい

事前相談

雨水浸透阻害行為面積が
1,000m²以上ですか？

いいえ

許可申請は不要です

ただし、雨水流出抑制の努力義務があります
(特定都市河川浸水被害対策法 第40条)

はい

**雨水浸透阻害行為許可申請
が必要です**

(特定都市河川浸水被害対策法 第30条)

許 可

対策工事の実施

対策工事の完了

工事完了検査

**雨水貯留浸透施設
の標識設置**

(高槻市もしくは京都市が設置)

施設の維持管理

※雨水浸透阻害行為の許可申請は、「開発許可」、「建築確認」、「大規模建設物の建設計画に関する事前協議制度」等の手続きを不要とするものではありません。

※許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、**罰則（懲役又は罰金）**が適用されます。

■ 許可申請の受付窓口（高槻市もしくは京都市で受け付けます。）

高槻市・京都市で行う雨水浸透阻害行為の許可はそれぞれ高槻市長・京都市長が行います。

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設の設置につきましては申請窓口の担当者と相談をお願いします。

開発地	許可の申請窓口	連絡先 (TEL)
高槻市内	高槻市都市創造部下水河川企画課	072-674-7432
京都市内	京都市建設局土木管理部河川整備課	075-222-3591

特定都市河川全般に関するお問い合わせはこちらから

国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課 連絡先 (TEL) : 072-843-2861

※雨水浸透阻害行為の許可に関するQAにつきましては以下のウェブサイト等も参考にしてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/pdf/amamizu25.pdf>

